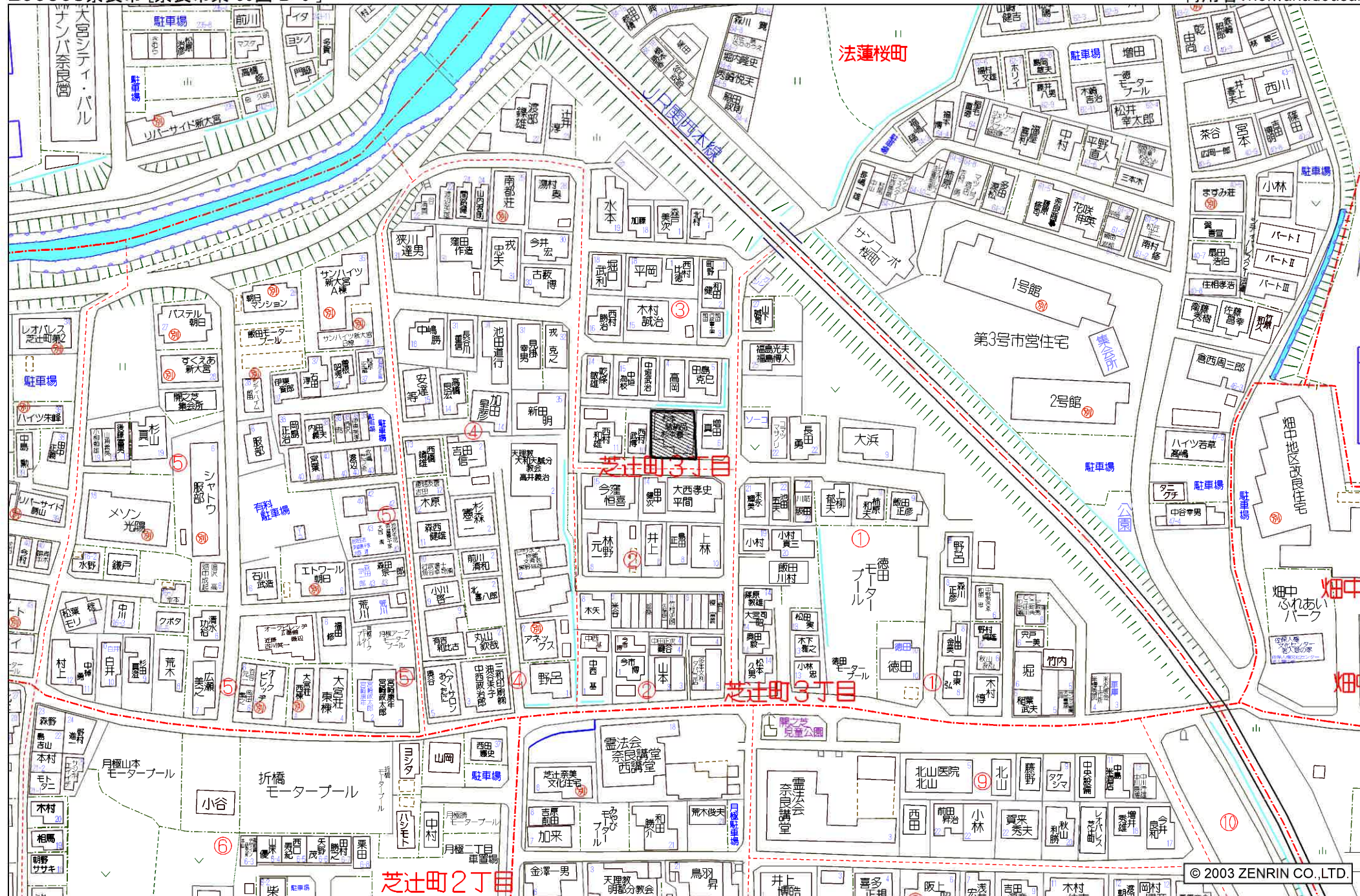
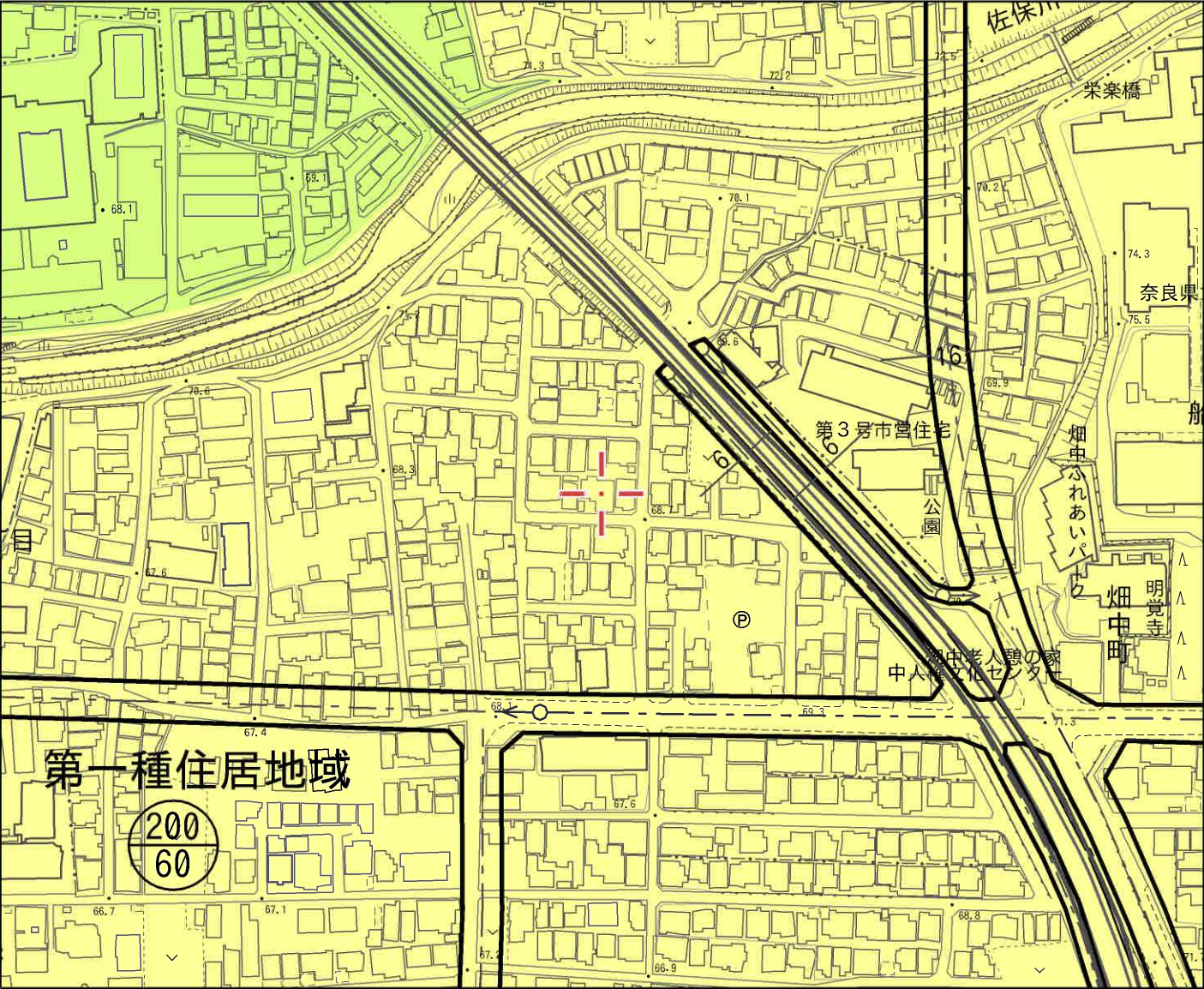




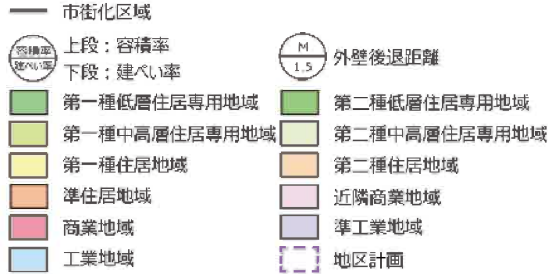
用途地域等

出力日：2026年01月26日



区域区分	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
絶対高さ制限	-
外壁後退距離	-
地区計画	指定なし
都市計画道路	指定なし
高度地区	15M高度地区
防火地域・準防火地域	建築基準法第22条の規定による区域
土地区画整理事業	指定なし
生産緑地地区	指定なし
駐車場整備地区	指定なし
高度利用地区	指定なし
都市計画公園	指定なし
風致地区種別	指定なし
風致地区名	指定なし
風致地区ゾーン	指定なし
環境保全地区	指定なし
歴史的風土特別保存地区	指定なし
歴史的風土保存区域	指定なし
屋外広告物禁止・許可地域	第4種禁止地域
景観保全型広告整備地区	指定なし
景観区域	市街地景観区域
都市景観形成地区	指定なし
景観形成重点地区	指定なし

用途地域



都市計画道路

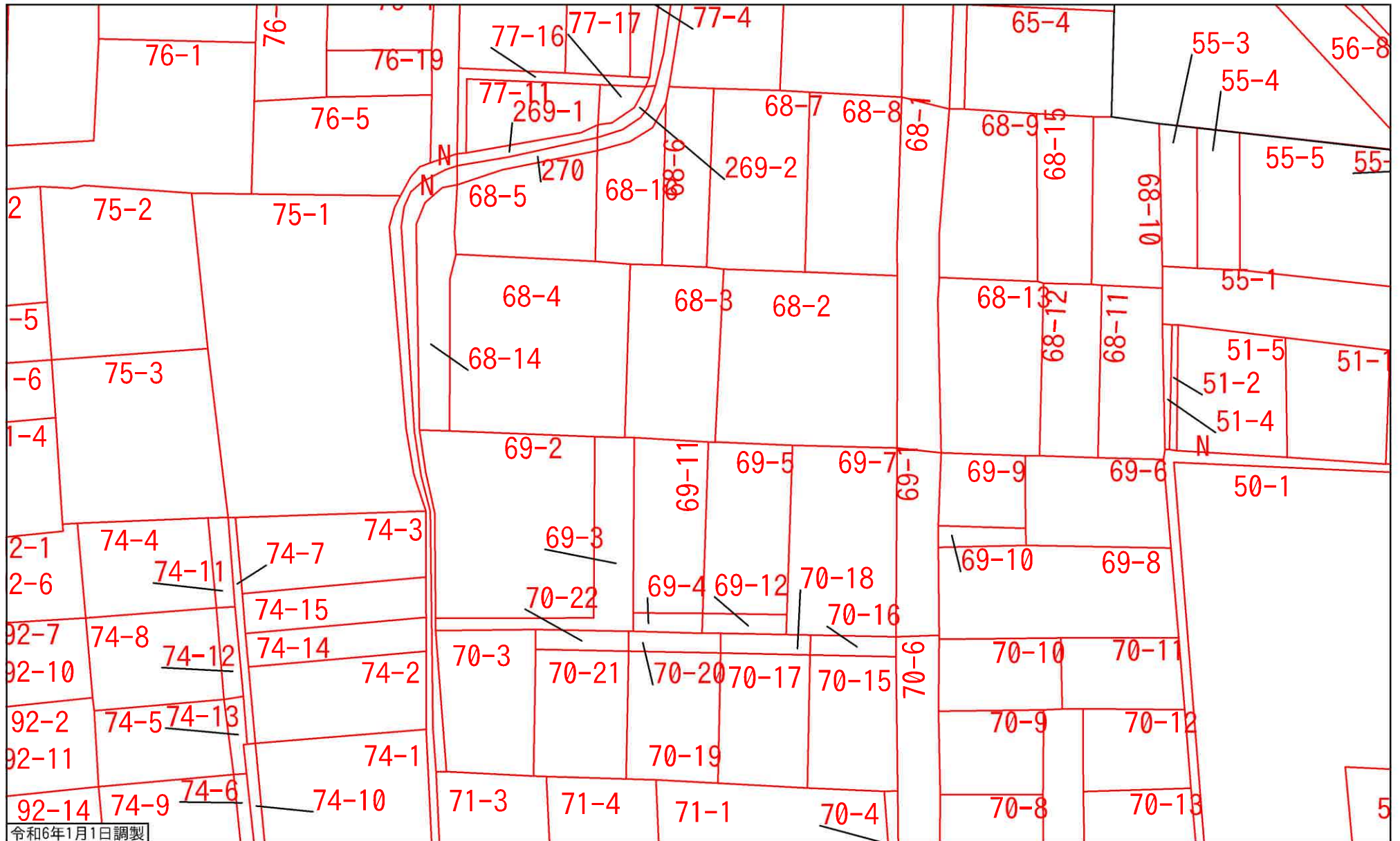


1/2500

※「建ぺい率」「容積率」「絶対高さ制限」「外壁後退距離」については、用途地域で定めている内容を記載しています。市街化調整区域、風致地区等に該当する場合は他法令による規制を確認してください。
この地図は、敷地の境界、都市計画その他の内容を証明するものではありません。また、土地利用規制に関する全ての情報ではありません。境界付近など詳細は担当課にご確認ください。

奈良市地番図

出力日：2026年01月26日

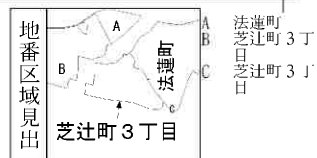


令和6年1月1日調製

1/500

この図面は、地番の配置参考図であり、土地の法的境界や権利関係を示したものではありません。

奈良市総務部資産税課



チ	39-6	ロウ	76-7
チ	39-8	ロノ	87-12
チ	49-21	ロオ	87-13
チ	49-35	ロク	87-33
チ	49-33	ロヤ	87-35
レ	49-38	ロマ	87-6
ツ	49-37	ロケ	89-1
ツ	49-18	ロフ	89-16
ネ	49-34	ロコ	89-5
ナ	50-10	ロエ	89-6
ラ	50-13	ロテ	90-11
ム	50-12	ロダ	90-3
ウ	50-11	ロサ	91-3
ノ	50-3	ロキ	92-10
セ	48-1	ロコ	92-11
ク	48-11	ロメ	92-6
ヤ	49-3	ロミ	96-4
マ	55-6	ロシ	84-11
カ	55-10	ロニ	84-12
コ	53-4	ロモ	84-13
エ	65-10	ロセ	84-14
テ	56-6	ロス	84-17
ア	56-8	ロソ	84-19
サ	55-4	ハイ	84-4
キ	55-3	ハロ	84-6
ユ	40-13	ハハ	84-8
メ	39-7	ハニ	92-13
ミ	64-15	ハホ	99-3
シ	56-7	ハヘ	100-3
ヒ	2087	ハト	71-8
モ	2088	ハチ	71-7
セ	48-3	ハリ	94-11
ス	48-10	ハヌ	94-13
ン	48-5	ハル	94-10
イ	48-8	ハフ	94-12
ロ	48-9	ハワ	80-7
ハ	2089	ハカ	84-3
ニ	53-3	ハコ	87-22
ホ	53-1	ハタ	65-9
ヘ	47-1	ハレ	87-17
ト	48-13	ハツ	87-27
チ	40-5	ハフ	87-34
リ	275	ハネ	80-8
ヌ	61-13	ハナ	80-5
ル	43-10	ハラ	84-20
ヲ	52-5	ハム	65-8
ワ	55-9	ハウ	69-10
ウ	52-8	ハフ	69-9
カ	52-12	ハオ	87-20
コ	52-13	ハク	70-4
タ	52-9	ハヤ	70-20
レ	52-11	ハマ	70-22
ツ	49-28	ハナ	69-4
ツ	49-48	ハフ	87-21
ネ	49-49	ハコ	84-18
ナ	49-29	ハエ	80-6
ラ	49-54	ハテ	79-6
ム	49-47	ハダ	2086
ウ	49-50	ハサ	道
ノ	49-40	ハキ	道
オ	49-51	ハコ	71-2
ク	49-42	ハメ	71-6
ヤ	49-44	ハミ	道
マ	49-52	ハシ	72-4
ケ	49-53	ハニ	72-3
コ	49-45	ハモ	74-15
エ	49-9	ハセ	74-14
テ	49-30	ハス	74-12
ア	49-13	ハソ	69-12
ア	49-39	ニイ	70-18
サ	49-27	ニコ	70-16
キ	49-46	ニハ	90-9
コ	49-12	ニニ	96-3
メ	49-11	ニホ	68-18
ミ	49-10	ニヘ	68-17
シ	49-43	ニト	68-5(2/2)
セ	49-14	ニチ	77-16
テ	49-41	ニリ	道
ニ	49-31	ニヌ	77-18
ス	49-32	ニル	87-23
ン	49-6	ニヲ	道
ロ	49-36	ニカ	276
ロ	64-17		67-6
ロ	64-18		
ロ	61-15		
ロ	61-1		
ロ	61-10		
ロ	100-8		
ロ	101-10		
ロ	101-12		
ロ	101-15		
ロ	65-3		
ロ	65-7		
ロ	67-2		
ロ	67-3		
ロ	70-10		
ロ	70-11		
ロ	70-12		
ロ	70-7		
ロ	70-8		
ロ	70-9		
ロ	71-5		
ロ	76-17		
ロ	76-19		

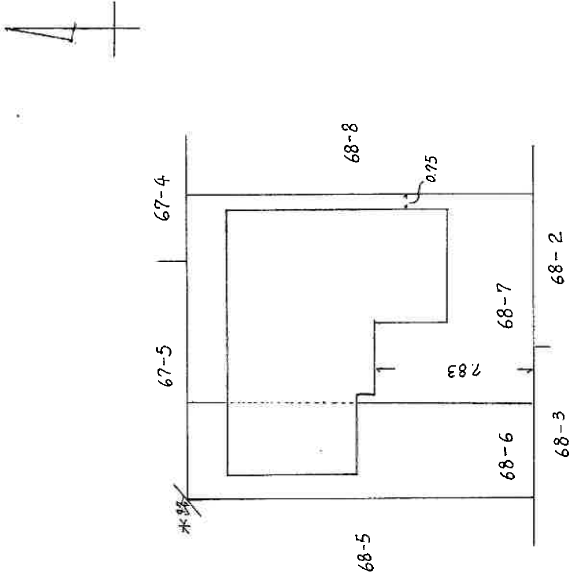
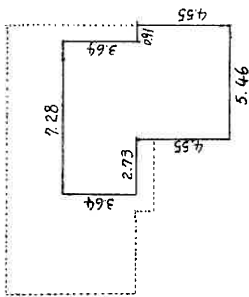
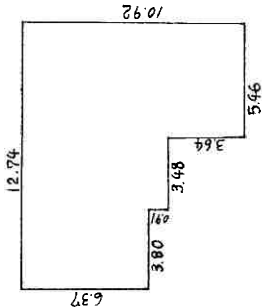
登記年月日：昭和59年3月2日

各階平面図

家屋番号68-7建物図面100725

859.3.2

建物の所在
奈良市芝辻町三丁目68番地7、68番地6



作製者	奈良市芝辻町三丁目3番8号 杉本恵一	縮尺	1/250
申請人	杉本恵一	縮尺	1/250



2026/02/02 17:03 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年11月12日	不動産番号	1500000185257
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	奈良市芝辻町三丁目				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
68番7	宅地	172:73		68番から分筆 〔昭和38年7月29日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年11月12日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和38年7月29日 第6862号	原因 昭和38年7月22日売買 所有者 奈良市芝辻町12番地 杉 本 憲 一 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年11月12日
2	所有権移転	令和1年10月15日 第36307号	原因 令和1年6月23日相続 所有者 奈良市芝辻町三丁目3番8号 杉 本 和 子
3	所有権移転	令和8年1月21日 第1629号	原因 令和7年7月5日相続 所有者 神奈川県川崎市幸区下平間214番地 1フロール川崎下平間第2、4番館407 溝 口 奈 菜 子

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2026/02/02 17:05 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年11月12日	不動産番号	1500000185256
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	奈良市芝辻町三丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
68番6	宅地		78:54	68番から分筆 〔昭和38年7月29日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年11月12日	
			:		
			:		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和43年1月9日 第193号	原因 昭和43年1月8日売買 所有者 奈良市法蓮町68番地の7 杉 本 憲 一 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年11月12日
2	所有権移転	令和1年10月15日 第36307号	原因 令和1年6月23日相続 所有者 奈良市芝辻町三丁目3番8号 杉 本 和 子
3	所有権移転	令和8年1月21日 第1629号	原因 令和7年7月5日相続 所有者 神奈川県川崎市幸区下平間214番地 1フロール川崎下平間第2、4番館407 溝 口 奈 菜 子

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2026/02/02 17:04 現在の情報です。

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成10年11月12日	不動産番号	1500000207088
所在図番号	余白				
所 在	奈良市芝辻町三丁目 68番地6、68番地7			余白	
家屋番号	68番7			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階	109:16	昭和41年6月29日新築 ③昭和47年2月1日増築、昭和58年7月30日増築	
		2階	51:34		
			:		
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年11月12日	
			:		
			:		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 口 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和41年8月15日 第10629号	所有者 奈良市芝辻町三丁目3番8号 杉 本 憲 一 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年11月12日
2	所有権移転	令和1年10月15日 第36307号	原因 令和1年6月23日相続 所有者 奈良市芝辻町三丁目3番8号 杉 本 和 子
3	所有権移転	令和8年1月21日 第1629号	原因 令和7年7月5日相続 所有者 神奈川県川崎市幸区下平間214番地 1フロール川崎下平間第2、4番館407 溝 口 奈 菜 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。